

富士大学学生相談室規程

(設 置)

- 第 1 条 富士大学に学生相談室を置く。
- 2 学生相談室は、学校法人富士大学・富士大学 組織規程第 7 条の 2 に定める学長直轄組織とする。

(目 的)

- 第 2 条 学生相談室は、学生が当面する問題について、その相談に応じ、助言を行うことを目的とする。
- 2 学生相談室は、前項に加え、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害がある学生(障害があると思われる学生を含む。以下同じ。)に対する差別を解消するための合理的配慮に関する相談・支援を行うことを目的とする。

(構 成)

- 第 3 条 学生相談室に次の者を置く。
- (1) 学生相談室長(以下「相談室長」という。)
- (2) 基幹教員および事務職員の中から、学長が選考した相談員
- (3) 相談室長が、学生相談上、特に必要と認めた相談員(カウンセラー等)

(任 命)

- 第 4 条 相談室長は、学長が選考し、任命する。
- 2 前条第 2 号および第 3 号の相談員は、相談室長が推薦し、学長が任命する。

(任 期)

- 第 5 条 相談室長および相談員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(業 務)

- 第 6 条 学生相談室は、その目的を達成するために、次の業務を行う。
- (1) 学生の相談に応じ、助言を与えること。
- (2) 障害のある学生に対する差別解消への合理的配慮に関する相談・支援
- (3) 学生相談に必要な事項の調査研究
- (4) 学生相談に必要な資料の整備
- (5) その他学生相談に必要な事項

(秘密保持)

- 第 7 条 学生相談室において取り扱った相談内容のうち個人情報に関する事項は、秘密とする。

(相談室の開設)

- 第 8 条 学生相談は、原則として、学生相談室で、予め設定された時間に定められた相談員が行う。
- 2 前項に拘らず、必要に応じ、相談員の研究室等、相談者の秘密を保持できる場所で行うことができるものとする。

(会 議)

第 9 条 相談室長は、必要に応じて、相談員を招集し、会議を開くものとする。

2 会議では、相談室長が議長となり、以下の事項を審議する。

- (1) 年度計画（相談室の開設日時、担当相談員の割り振りを含む）
- (2) 年間の相談内容の集計、分析
- (3) 学長の付託事項
- (4) 教授会の委託事項
- (5) その他相談室会議が学生相談に必要と認めた事項

(報 告)

第 10 条 相談室長は、前条第2項各号の内容について、次のとおり、定期的に、学長に報告するものとする。なお、学長は、学生の教育指導上必要な場合は、学生相談の内容について、個人情報も含めて、相談員から聴取できるものとする。

2 前条第2項第2号および第5号については、教授会に報告するものとする。

(事務局)

第 11 条 学生相談室の事務局は、学生部とする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃については、相談室において案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日施行の「富士大学学生相談室規程」を全面改正し、平成26年4月1日より施行するものとする。

附 則

この規程は、平成26年12月10日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月18日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月17日改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年11月16日改正し、令和5年4月1日から施行する。